

ご案内

心身障がい者の通院及び通所訓練 交通費助成

上限額が変わります

これまで心身障がい者(児)及びその介護者の方々に対し、月額5万円を上限として助成してまいりましたが、4月1日からの通院及び通所分の上限は月額3万円となります。

問障がい福祉課 ☎724・214 8、FAX 724・1191

町田市社会福祉協議会・町田ボランティアセンター

ボランティア養成講座

市内在住、在勤、在学の方が対象です。会場及び問い合わせ・申し込み先は、いずれも町田ボランティアセンター(〒194・0013、原町田4・9・8、町田市民フオ

ご利用下さい 市業度 町中融 田小資 企制 資融

市内の中小企業者または市内で新たに事業を始める中小企業者が事業資金を調達するため、市と取扱金融機関との提携及び信用保証機関の協力により実施するものです。

取扱金融機関 八千代・横浜・三井住友・みずほ・東京都民・りそな・東日本の各銀行、城南・横浜の各信用金庫、町田市

1 ラム内、☎725・4465

要約筆記講習会

要約筆記とは耳の不自由な方に話し言葉をその場で書いて伝える情報保証の方法です。

対象 全出席でき、講座終了後要約筆記ボランティアとして活動できる初心者の方

期間 4月26日、10月4日の土曜日(全20回)

時間 午前10時~正午 定員 20人(抽選)

【手話講習会(初・上級)】 対象 初級 15歳以上の初めて手話を習う方で将来手話をいかにボランティア活動ができる方、または日常生活で手話が必要とする方で1年間通して通うことができる方

【初級点訳講習会】 対象 1年間通して通うことができ、講座終了後点訳ボランティアとして活動できる方

期間 5月6日、2004年3月2日(第1・2・4火曜日、全23回)

時間 午後1時~3時 定員 30人(抽選)

費用 テキスト代・点字用紙等 申し込みの上級は直接、及びの初級は往復八ガキに講座名・住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業(在勤、在学の方は所在地)・電話番号・応募の動機(初級希望の方で難聴の方はその旨)を明記し、いずれも4月12日まで(消印有効)に同センターへ。はあ

月4日の木曜日(全32回) 時間 午前10時~正午 定員 初級 40人 費用 テキスト代実費

申請を受け付け

平成15年度中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の申請を受け付けます。

対象 市内小規模作業所(NP O法人や今年度法人格を取得予定の作業所は除く)

注意事項 2年連続しての申請はできません

助成物件 建物修繕、什器備品、車両購入に限定

助成額 総事業費の70%

受付期間 4月1日~24日

申し込み 作業所名、助成事業内容、総事業費、助成額を記入し、業者の見積書と共にFAXで町田市社会福祉協議会(☎722・4898、FAX 723・4281)へ。

町田市民球場・三輪みどり山球場

利用できます

昨年12月から行っていた改修工事が終了し、4月1日から利用できるようになりました。藤の台・鶴川球場と併せてご利用下さい。

問スポーツ課 ☎724・3440

8時30分(小雨実施) 会場 公園内中央芝生広場

縦覧・閲覧・証明制度が変更になります

縦覧・閲覧・証明制度は、固定資産税(土地・家屋)の縦覧・閲覧・証明制度が変更になります。

【縦覧】 新しい縦覧制度は、固定資産税の納税者(土地・家屋に課税されている方)の皆さんが、土地や家屋の評価額を比較し、自らの土地や家屋の評価額の適正さについて検討する場合に、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の評価額を見ることができるとなります。ただし、税額は見ることでできません。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

4月1日から固定資産(土地・家屋)の縦覧・閲覧・証明制度が変更になります

縦覧・閲覧・証明制度は、固定資産税(土地・家屋)の縦覧・閲覧・証明制度が変更になります。

【縦覧】 新しい縦覧制度は、固定資産税の納税者(土地・家屋に課税されている方)の皆さんが、土地や家屋の評価額を比較し、自らの土地や家屋の評価額の適正さについて検討する場合に、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の評価額を見ることができるとなります。ただし、税額は見ることでできません。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付後60日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会(☎724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居し、その家族及び納税者等以外の方に限っては、委任状または代理人選任届が必要です)。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

ご参加を

催し

かしの木山自然公園

催し

早期探鳥会

日時 4月6日(日) 午前6時

4月の催し

催し

南大谷子どもクラブ

催し

工作ばなばな

日時 4月2日、9日、16日、30日、いずれも水曜日 時間 午後3時~4時

おはなしなまに

催し

親子でチャレンジびじゅるタイム

催し

うさぎさたねス〜バナオムレツのぼろを作ろう

日時 4月26日(土) 午後2時~3時30分

おはなしなまに

催し

うさぎさたねス〜バナオムレツのぼろを作ろう

催し

みなみっ子シアター映画会

日時 4月23日(水) 午後3時~4時

おはなしなまに

催し

うさぎさたねス〜バナオムレツのぼろを作ろう

催し

みなみっ子シアター映画会

日時 4月23日(水) 午後3時~4時